

持続可能な森林づくりにつなげる
循環型社会の住まいづくりを目指す



あさひかわ 土や元の木でつくる家

<令和7年度 旭川市地域材活用住宅建設補助金>

「地域材」とは、北海道内の森林から産出され、かつ、北海道内で加工された建材をいいます。

旭川産材の家づくりを目指した特色ある取り組みにつなげるため、地域材のうち、旭川市内の森林から産出され、上川管内で加工された木材を「旭川産材」として区分しています。

補助制度の令和7年度見直しポイント

旭川産材の使用 を要件化

- (1) 5m³以上の旭川産材を使用し、かつ、15m³以上の地域材を使用した住宅
- (2) 旭川産材の使用量や世帯の状況に応じて、150万円～500万円を補助

地域材の普及促進 PR協力

- (1) 建設現場にのぼり旗(無料貸出)を掲示し、住宅の完成見学会を実施
- (2) 住宅の完成写真を提供し、JI MOIEのSNSに掲載

JIMOIEさくひん ➤



旭川産材の素敵な家づくりを
ご紹介しています。

A
ASAHIKAWA
CITY

地域材活用住宅建設促進事業の目的と背景

本市は、2021年10月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までにCO2排出実質ゼロを目指す政策を進めています。

その一施策である本事業は、省エネルギー性能の高い住宅の普及やCO2を固定化した木材の利用を促進し、また、二世帯住宅や子育て世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図ることで良質な住宅ストックの形成を促進し、これを次世代へ継承することを目的とし令和5年度から実施しています。

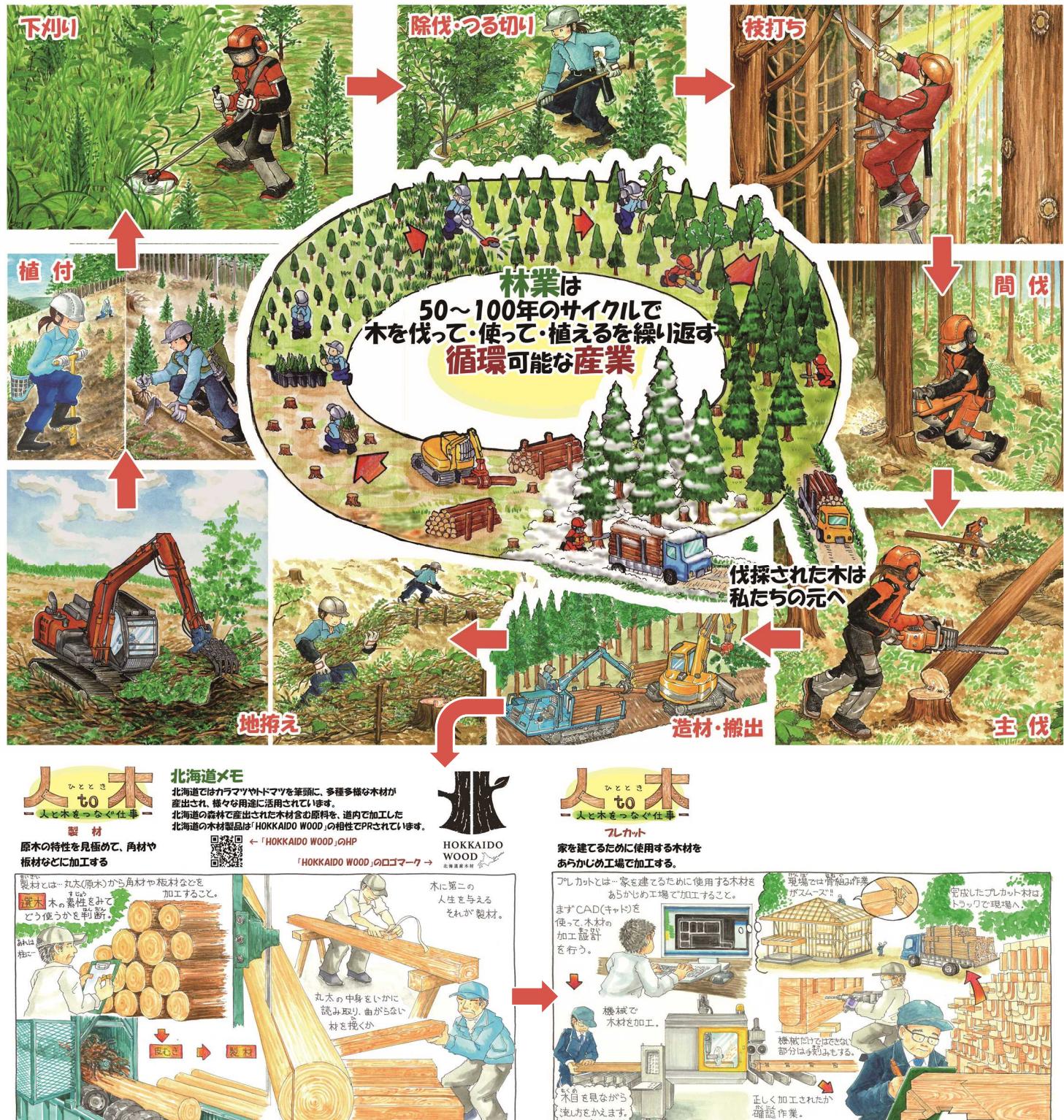
「地元の木でつくる家」とは

本市は、持続可能な森林整備につなげる循環型社会の住まいづくりを目指し、地元の木でつくる家=「JIMOIE」を応援しています。

私たちが住む旭川は面積の半分以上が森林です。森林は、水や酸素の供給、土砂災害の防止など私たちの命や生活を守るためになくてはならない存在です。

そんな森林の機能を持続的に発揮させるため、50~100年のサイクルで木を刈って・使って・植えて・育てるを繰り返すことが大切です。

地元の山で育った木を、柱や梁に加工し組み立て、完成した家に住まうことは木材の地材地消につながります。



令和7年度 旭川市地域材活用住宅建設補助金

北海道・旭川の木材を使用した高性能住宅を新たに取得する方に対して、その費用の一部を補助します。

対象住宅	◆ 旭川市内に新築する戸建住宅（建売住宅含む）で、高性能の認定を受けた住宅 ※1 ◆ 5 m ³ 以上の旭川産材を使用し、かつ、15 m ³ 以上の地域材を使用した住宅 ※2 ◆ 旭川市内に本店を置く事業者が施工する住宅 ◆ 令和7年4月1日以降に工事が完了するもの ※3
対象者	◆ 新築する住宅の発注者又は買主 ◆ 交付申請までに対象住宅に住民登録を行う者 ◆ 同居する世帯員に、550万円の所得を超える人がいないこと ◆ 旭川市税を完納していること ◆ 地域材の普及促進に向けた次の取り組みを全て実施すること。 市が貸し出すのぼり旗を建設現場へ掲げる・市が行う情報発信のため住宅の写真を提供する・住宅完成見学会を実施する

※1 高性能の認定を受けた住宅とは、「ZEH住宅」「北方型住宅2020」「長期優良住宅」「低炭素住宅」等です。詳しくは4ページを御確認ください。

※2 地域材とは、北海道内の森林から産出され、かつ北海道内で加工された木材になります。旭川産材とは、旭川市内の森林から産出され、かつ上川管内で加工された木材になります。

※3 工事完了日は建築基準法上の検査済証の交付年月日とします。

- 今年度に本市の「住宅改修補助金」「住宅雪対策補助金」や国等の他の補助金との併用はできません。

補助金額	150万円～世帯加算により最大500万円
------	----------------------

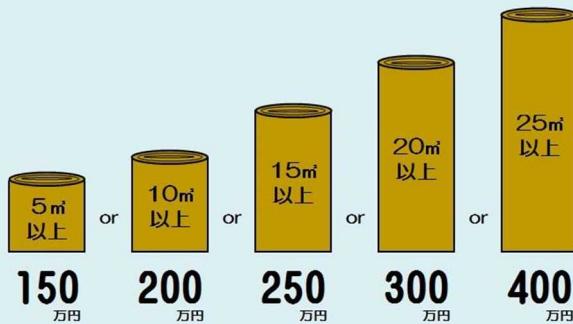
基 本

高性能の認定を受けた住宅

ZEH住宅、北方型住宅2020
長期優良住宅、低炭素住宅 等

+
**地域材(道産材+旭川産材)
15m³以上使用**
※旭川産材は5m³以上使用

旭川産材の 木材使用量に応じて



加 算

子育て世帯

交付申請時点で
18歳以下の子と同居する世帯
(18歳に達する日以後の最初の3月
31日までの間にある子又は孫)

または

二世帯同居

交付申請時点で2以上の世帯が(対象者の3親等以内の親族)、同居する場合

100万円

ま ず は じ め に 認 定 申 請

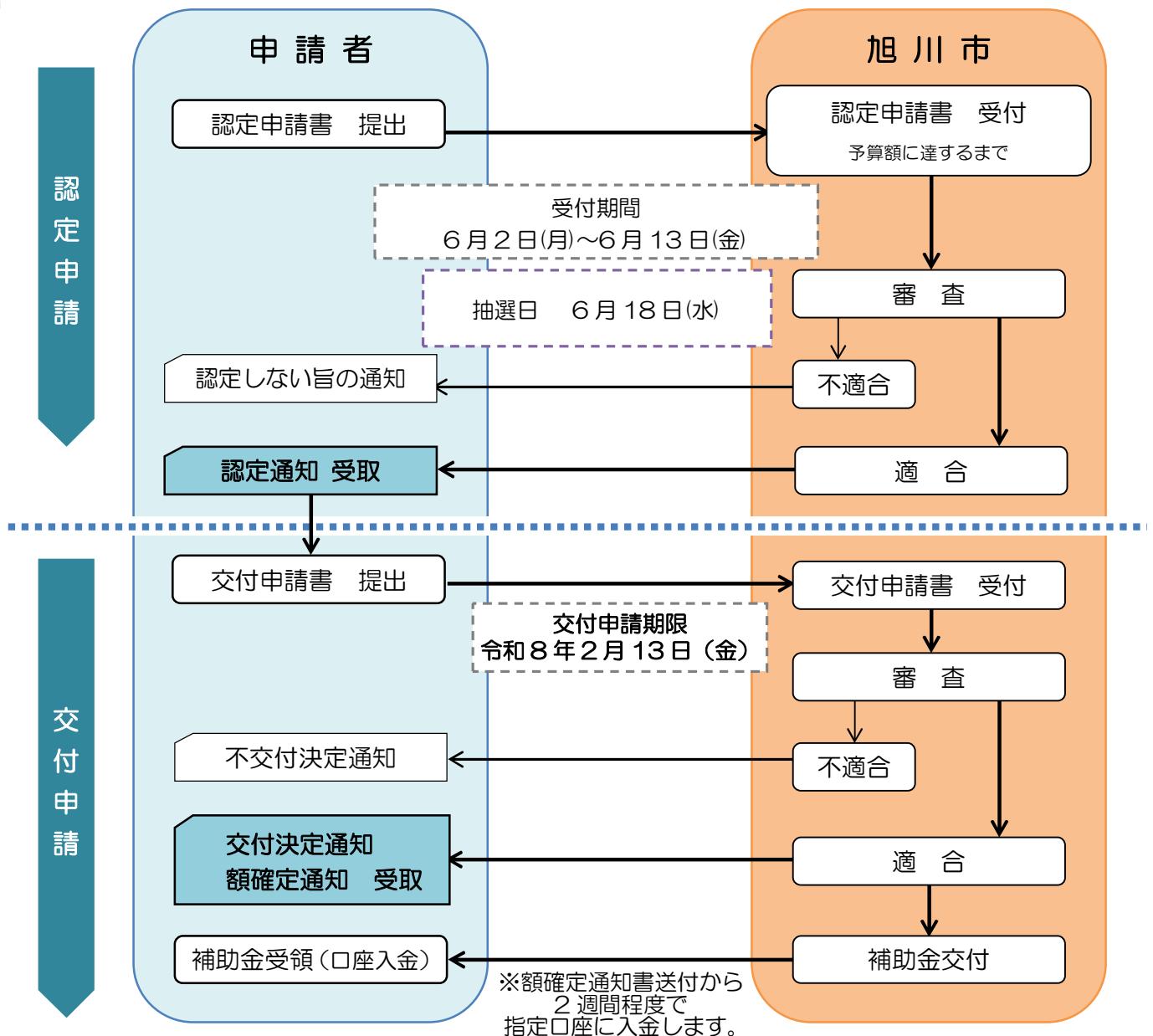
令和7年6月2日(月)～6月13日(金) 抽選:6月18日(水)

募集予算額 7,200万円

- 受付期間内に予算額を超えた場合は、7月15日(火)まで先着順で受付します。
- オンライン申請が可能です。
詳しくは11ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。
- 郵送での申請は、受付期間内必着でお送りください。
- 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。



申請から補助金の支払までの手続の流れ



対象になる申請パターン

令和7年4月1日から令和8年2月13日までに、対象住宅の工事を完了（検査済証を取得）し、新たに住民登録を行うことが必要です。※建売住宅の売買契約は、令和8年2月13日までに締結してください。次のパターンを参考に、申請の有効期間と工事完了日を御確認ください。

注文住宅 建売住宅	R6 年度		R7 年度	対象の可否	備考
	パターン	◆ ~3/31	4/1~		
A	◆ ~3/31	●		×	工事完了日がNG
B		◆	●	○	
C			◆ ~3/31	○	
D			◆ ~3/31	×	工事完了日がNG
E	◆ ~3/31	●		×	工事完了日がNG
F	◆ ~3/31	●		○	
G		◆ ~3/31	●	○	
H			◆ ~3/31	×	売買契約日がNG

◆ : 契約日 —— : 工事期間 ● : 工事完了日（検査済証交付日）



手続に必要な書類（認定申請時、交付申請時にそれぞれ提出する書類です。）

認定申請時に必要な書類

① 認定申請書	所定の様式 ※別紙「【木材予定使用量】等」含む	12 ページ参照
② 申請者の納税証明書	市税の滞納のない証明	
③ 世帯員の所得証明書	18 歳以上世帯員全ての直近の「市・道民税所得証明書」(学生は除く)	
※②、③は市役所総合庁舎3階税制課窓口又は各支所で交付（各1部 300 円、申請時点で最新のもの）		

交付申請時に必要な書類

令和8年2月13日（金）まで

① 交付申請書	所定の様式 ※【木材実績使用量】含む	
② 工事請負契約書等の写し	対象住宅の工事請負契約書 又は 不動産売買契約書の写し	
③ 住民票や戸籍等の写し	申請者が対象住宅に入居したことが確認できるもの ※子育て世帯又は二世帯加算の場合は、家族構成がわかる世帯員全員が記載されたもの ※申請時点で妊娠中の方は『母子健康手帳』の写し	
④ 検査済証の写し	建築基準法上の検査済証の写し	
⑤ 地域材を 15m³ 以上使用したことが確認できる書類	地域材の産地及び加工地が確認できる書類で、 北海道森林組合連合会等の認定番号、木材の種類・数量等が記載されているもの ・契約書、出荷証明（納品書） ・番付入りプレカット図 ・木取表 ・プレカット明細書（住宅として使われた実長がわかるもの）など ※出荷証明書の数量が 15 m³ 以上が出荷されていても、住宅に実際に 15 m³ 以上使用（プレカット後の数量）されていることを確認。	5 ページ参照
⑥ 高性能の認定を受けた住宅であることが確認できる書類	住宅の性能が確認できる証明書類 ・ZEH 住宅の場合：BELS 評価書（ZEH マークが表示されたもの） ・北方型住宅 2020 の場合：北方型住宅基本性能確認書等 ・長期優良住宅の場合：長期優良住宅の認定通知書 等	4 ページ参照
⑦ 対象住宅の写真	・敷地全体と建物外観写真：工事着工前、工事完了後 ・木材の使用状況がわかる写真：地域材現場搬入時、建て方（上棟後）	
⑧ 対象住宅の図面	確認申請図面（1/100程度）：配置図、各階平面図、立面図等	
⑨ 補助金請求書	所定の様式	

手続に関する注意事項

- ・認定申請は、工事請負契約（売買契約）前又は工事着手前でも可能です。
- ・認定申請時、使用する地域材の産地と予定使用量も必要になります。予め施工業者等に確認しておいてください。認定通知後に産地の変更や使用数量が減る場合（補助金額が減少する場合）は変更申請が必要になります。なお、工事場所や施工業者が変わったり、地域材の使用数量が下回るなど対象住宅の要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。
- ・交付申請をするためには、認定申請受付期間中に認定申請の手続を行い『補助金認定通知書』を受け取る必要があります。
- ・交付申請時に必要な⑥番の書類（高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類）は、工事着手前に関係機関で手續が必要になることがありますので、御注意ください。
- ・認定申請時や交付申請時の審査で、現地を確認する場合があります。
- ・提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。

提出・お問合せ先

旭川市 建築部 建築総務課 ☎ (0166) 25-9708

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

Email : reform@city.asahikawa.lg.jp



地域材活用住宅建設補助金
ホームページ



地域材活用住宅建設補助金
認定申請フォーム

対象者基準

- ・令和7年4月1日から令和8年2月13日までに、対象住宅に住民登録を行った者
- ・対象住宅の工事請負契約の発注者 又は 売買契約の買主
- ・直近の所得が550万円を超える世帯員がいない者
- ・対象住宅及び土地を全て所有している者
所有していない場合は、補助金の申請及び工事の実施について所有者の承諾を得ている者
- ・地域材の普及促進に向けた取り組みを全て実施する者
市が貸し出すのぼり旗を建設現場へ掲げる・市が行う情報発信のため住宅の写真を提供する・
住宅完成見学会を実施する

※ 直近の所得とは、認定申請時点で最新の「市・道民税所得証明書」内の「合計所得金額」をいい、18歳以上の世帯員全てが対象（学生は除く）

※ 申請者が暴力団員の場合は対象外

対象住宅基準

- ・令和7年4月1日から令和8年2月13日までに建築基準法上の検査済証の交付を受けた住宅
- ・5m以上 の旭川産材を使用し、かつ、15m以上の地域材を使用した住宅
- ・高性能の認定を受けた住宅
ZEH住宅（Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む）、北方型住宅2020、長期優良住宅、低炭素住宅、建設住宅性能評価等の認定を取得した住宅
- ・市内に本店を置く事業者が施工した住宅

※ 住宅とは、旭川市内に建築する主に住むための家屋で、一戸建て形式の住宅をいう
共同住宅（戸内が分かれている、全ての戸内に内部で往来できない住宅）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅その他これらに類するものを除く

一戸建て形式とは、戸内が別がない又は戸内が別があるが全ての戸内に内部で往来可能な形式をいう

※ 検査済証の適用を受けない場合は、建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅

【高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類】

住宅の種別	証明書類	発行機関等
ZEH住宅 ※1	BELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）	BELS登録機関
北方型住宅2020 ※2	北方型住宅基本性能確認書 又は 住宅ラベリングシート	建築指導センター 又は きた住まいのサポートシステム
長期優良住宅 ※3	長期優良住宅の認定通知書	旭川市
低炭素住宅 ※4	認定低炭素住宅の認定通知書	旭川市
建設住宅性能評価 ※5	建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)	指定住宅性能評価機関 登録住宅性能評価機関

「性能向上計画認定通知書」等、これらと同等以上の性能と認定を受けた住宅も対象になります。
(断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6を第三者機関で証明を受けたもの)

※1 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年告示第489号）によるBELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）の交付を受けた住宅（Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む）

※2 北海道で設定した北方型住宅基準（2020年基準）に適合した住宅（断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6を第三者機関で証明を受けたもの）

※3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅

※4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅

※5 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）による建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅

【地域材 15m³の使用及び産地の証明に必要な書類】

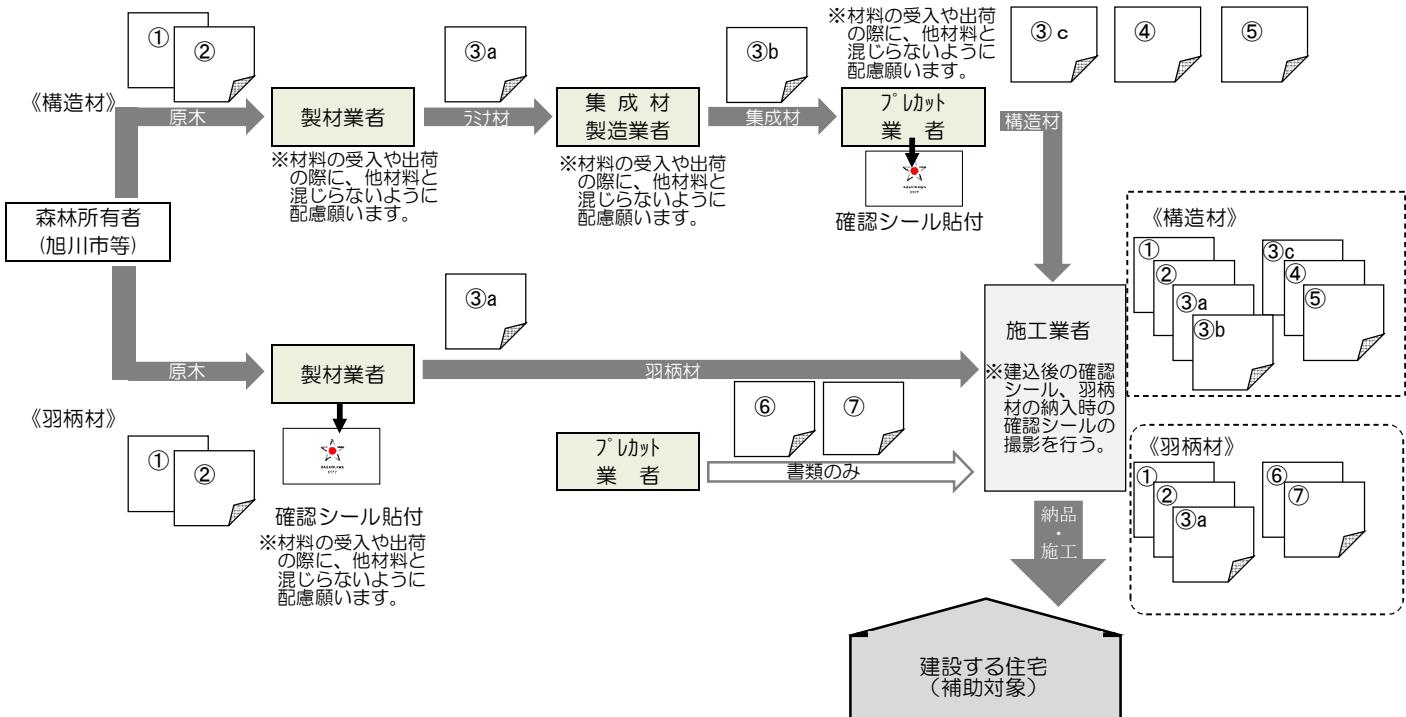
構造材の材積（使用長さ）+羽柄材等の材積（現場納入された定尺の数量） $\geq 15\text{ m}^3$
 ※合板、仕上材等

書類名		発行元	区分	数量証明	産地証明
①	売買契約書の写し	旭川市（農政部） ※市有林の場合	共通		○
②	生産地証明書	旭川市（農政部） ※市有林の場合	共通		○
③ a	納品書兼合法木材証明書 (産地記載)	製材業者	共通	○(羽柄材)	○
③ b	納品書兼合法木材証明書 (産地記載)	集成材製造業者	構造材		○
③ c	納品書兼合法木材証明書 (産地記載)	プレカット業者	構造材		○
④	木取表又は木拾いリスト（産地記載） ※材積（使用長さ）を算出、記載	プレカット業者	構造材	○	○
⑤	プレカット図 (番付け入、産地記載)	プレカット業者	構造材	○	○
⑥	数量明細書（産地記載） ※材積（定尺）を記載	プレカット業者	羽柄材	○	○
⑦	数量根拠資料（施工図、詳細図、仕様書など数量を算出する際に使用したもの）	プレカット業者	羽柄材	○	

※道産材の場合は①、②を除く。

※各書類の参考例は15ページ参照

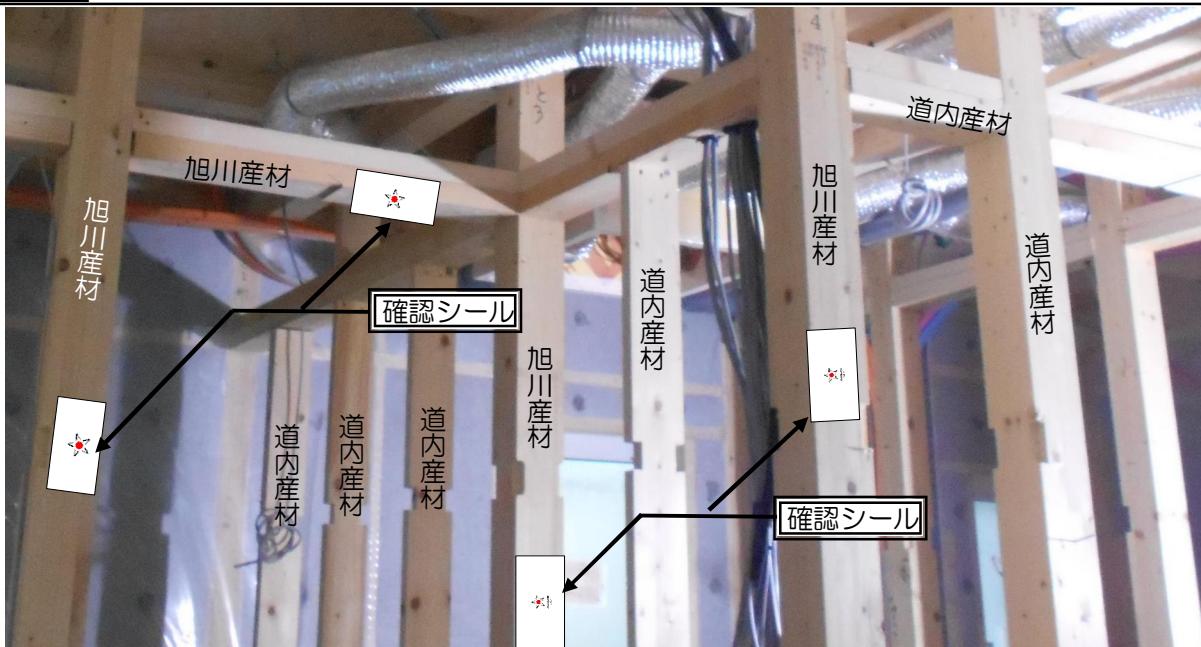
【 地域材及び書類の流れ（旭川産材の場合）】



【旭川産材確認シールの貼付方法等】

- ・補助対象とする旭川産材の建材に貼付が必要です（旭川産材以外の道内産材及び外国産材には貼付できません）。

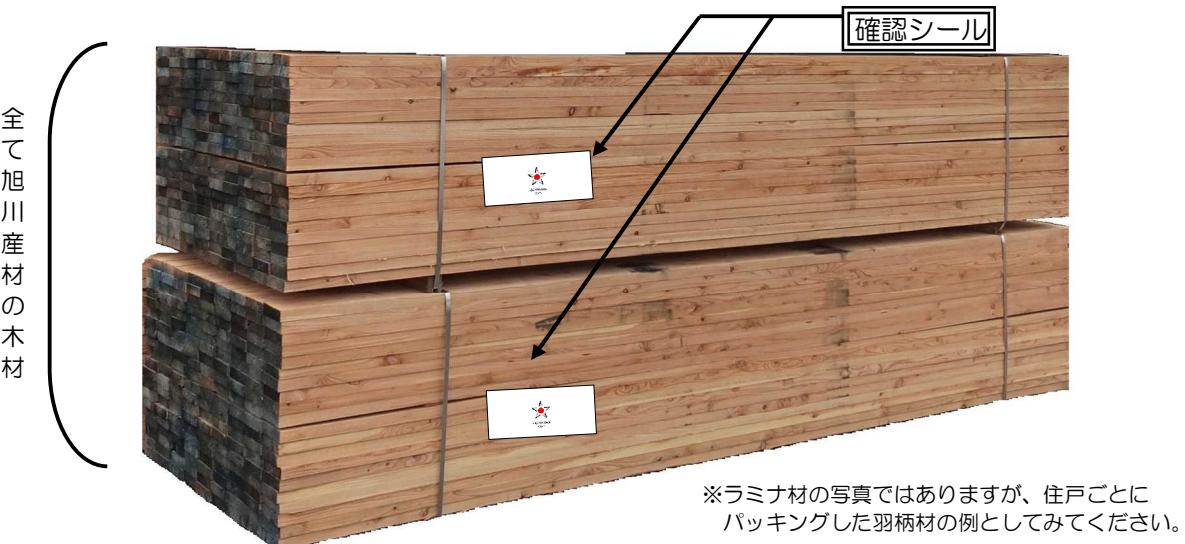
構造材



【旭川産材確認シール貼付に当たってのお願い】

- ・プレカット図や木拾いリスト(木取表)で決めた旭川産材の使用建材に旭川産材確認シールを貼り付けてください。
- ・構造材への貼付は、旭川産材の使用建材に適切に貼り付けを行うため、施工業者やプレカット業者等が行ってください。
- ・土台、柱、梁などの使用部位にバランス良く貼り付けをお願いします。
- ・写真は、現場搬入時と建て方完了時に撮影してください。建て方完了時の写真については、壁、天井、床の仕上材で覆う前に、貼り付けた面（横・上・下の各方向）全体がわかるように2箇所以上撮影してください。

羽柄材



【旭川産材確認シール貼付に当たってのお願い】

- ・羽柄材への確認シールの貼付は、住戸ごとに出荷するパッキングの外側に貼り付けます。使用建材1本ごとの貼付は不要です。
- ・羽柄材への貼付は、旭川産材と他建材を明確に区分するため、製材業者が行ってください。
- ・写真は、現場搬入時（上記写真）と建て方完了時に撮影してください。建て方完了時の写真については、羽柄材を施工した部位（壁下地、床下地、天井下地等）ごとに、断熱材や仕上材で覆う前の写真を撮影してください。

【旭川産材の現地確認】

- ・旭川産材確認シールを貼り終えた後、市職員による現地確認を行います（施工業者等の立会が必要）。
- ・工程を確認し、建て方工事が終わる1週間以上前に市へ連絡し、日程調整を行ってください。
- ・現地確認の際は、旭川産材の使用箇所が確認できる資料等を用意してください。

【地域材の普及促進 PR 協力について】

のぼり旗

○市が貸し出しするのぼり旗を建設現場内に掲出してください

- ・掲出期間：工事着工から住宅完成見学会終了まで
 - ・貸与手続：工事着工前に建築総務課にご連絡ください。
　　日程確認し、窓口で貸与手続のうえ、
　　のぼり旗をお渡しします。
 - ・返却手続：住宅完成見学会終了後、建築総務課窓口まで
　　ご持参いただきますよう、お願いします。
- ※掲出後、破損、紛失等をした場合には、速やかに建築総務課
までご連絡ください。

工事中



のぼり旗も写った外観 × 1 枚
・なるべく周りの建物等が写らないよう撮影してください。

住宅完成見学会



地域材 PR 用の幕も写った内観 × 1 枚
・来場者が写らないよう撮影してください。

完了



外観 × 1 枚
・なるべく周りの建物等が写らないよう撮影してください。

完了



内観 × 1 枚
・家具等が含まれていても構いません。

完了



こだわりの 1 枚

・家づくりで 1 番こだわった箇所を撮影してください。

住宅完成見学会 & PR 用の幕

○工事完了後、一般の方向けの見学会を実施し、
のぼり旗及び地域材などの PR 用の幕を掲出してください

- ・期間：工事完了後から交付申請までの間で 1 日以上
 - ・方法：地域材「人と木をつなぐ仕事」や高性能住宅「ZEH」に関する PR 用の幕を掲出(市から貸与)し、見学会を実施してください。
 - ・貸与手続：見学会実施前に建築総務課にご連絡ください。
(見学会実施日もあわせて御連絡ください)
のぼり旗と同様、窓口で手続のうえ貸与します。
(返却手續ものぼり旗と同様です)
 - ・報告：見学会終了後、来場人数や地域材 PR 用の幕を掲出した内観写真等を報告してください(他の写真提出とあわせて)。
- ※施工業者の協力も必要になるので、施工業者と調整のうえ実施してください。

写真データ

○市の SNS 「JIMOLE さくひん」で、旭川産材の素敵な家づくりを
ご紹介するため、工事中及び工事完了後の住宅の写真データを市に
提出してください

- ・提出時期：工事完了後速やかに提出してください。
- ・提出方法：提出フォーム（オンライン）を後日、建築総務課ホームページに掲載します。
- ・提出枚数：工事中写真 1 枚（のぼり旗も写った外観）
見学会写真 1 枚（地域材 PR 用の幕も写った内観）
完了写真 3 枚（外観 1 枚、内観 1 枚、こだわりの 1 枚）

※提出していただいた写真は、住宅の床面積や旭川産材の使用量などの情報とともに、実績として SNS 等でご紹介いたしますが、個人情報（氏名、住所等）につながる情報は投稿いたしません。

【補助申請額の合計が募集予算額を超えた場合】

受付期間内に提出された認定申請の補助金の額の合計が募集予算額を超えたときは、予算の範囲内で、できるだけ公平に補助金が交付できるよう、按分し各補助金申請額の当選数を決定し、抽選いたします。

例えば受付後、下の表のような状況であった場合、当選数は次のとおりとなります。

補助金額(万円/件)	申請数(件)	申請総額(万円)	当選数(件)	当選総額(万円)	補欠数(件)
150	4	600	3	450	1
200	2	400	1	200	1
250	2	500	1	250	1
300	7	2,100	5	1,500	1
350	8	2,800	6	2,100	1
400	4	1,600	3	1,200	1
500	4	2,000	3	1,500	1
計	31	10,000	22	7,200	7

調整方法

$$7,200 \text{ 万円(募集予算額)} / 10,000 \text{ 万円(申請総額)} = 0.72$$

→各枠 72%の方が当選

上の例の申請金額 150 万円の当選数は、
 $4(\text{件}) \times 0.72 = 2.88 \rightarrow 3(\text{件})$ となる。

四捨五入

こういった場合はどうなる？（抽選に関する FAQ）

Q1：申請総額は募集予算額を超えたが、200 万円の申請が 1 件しかなかった場合はどうなりますか？

A1：按分すると 200 万円の当選数が 0 件となる場合でも、1 件は当選枠を設けます。

Q2：按分（四捨五入）を行うと募集予算額を超える場合はどうなりますか？

A2：必要に応じて当選数は切り捨てを行い、募集予算額に収まるよう調整いたします。

Q3：補欠はどうやって決めるの？

A3：抽選時に各申請補助金額に対して 1 件ずつの補欠候補者を抽選により決定します。

Q4：補欠者が繰り上がる場合ありますか？

A4：辞退等により予算に余裕が生じた際は、生じた金額に対応する申請補助金額の補欠者を繰上げます。

例えば、辞退により予算額に 200 万円の余裕が生じた場合は、200 万円の申請額の補欠者が 1 件繰上となり、100 万円の減額変更と 300 万円の申請辞退により 400 万円の余裕が生じた場合は、300 万円の申請額の補欠者が 1 件繰上となります。

旭川市地域材活用住宅建設補助金 Q & A

制度の利用のこと

Q1 建売住宅をこれから購入する場合でも、申請できますか。
A1 令和7年4月1日以降に工事が完了し、交付申請時までに入居可能な建売住宅で、要件を全て満たす場合は申請が可能です。
Q2 工事請負契約を連名(夫婦や親子等)で締結する場合、どのように申請したらよいですか。
A2 契約者が複数いる場合は、その全員が補助金の申請者となります。認定申請時には、代表となる申請者を選んで申請してください。それ以外の申請者は、他の申請者として申請してください。なお、補助金の振り込み先は「申請代表者」名義の口座になります。
Q3 同年度に旭川市の融雪槽の補助金と併用することはできますか。
A3 「旭川市住宅改修補助金」や「旭川市住宅雪対策補助金」との併用はできません。また、住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする他の補助制度も、重複して利用することはできません。
Q4 住宅の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A4 対象になりません。
Q5 既存の車庫のみがある敷地内に、新たに一戸建ての住宅を新築する場合は対象になりますか。
A5 対象になります。既存である建物が住宅以外の用途で、新たに建築するものが一戸建て住宅の場合は、補助対象となります。
Q6 二世帯住宅を新築する場合、親と子の両者が別々に申請できますか。
A6 できません。本補助金は一戸建ての住宅1棟につき1度の申請まで有効です。 なお、対象基準(7ページ)に該当する二世帯同居を行うときは、補助金の加算があります。
Q7 単身赴任で市外に住み続けている夫が住宅の工事請負契約をする場合、申請できますか。
A7 申請者が単身赴任などの事情により居住できない場合でも、申請は可能です。ただし、申請者からみて2親等以内の親族が対象住宅に居住することが条件になります。交付申請時に、住民票とあわせて申請者と居住者の関係がわかる書類を提出していただきます。
Q8 地域材普及促進の取組のうち、住宅完成見学会を実施しなくても、対象になりますか。
A8 対象なりません。住宅完成見学会の実施、建設現場へののぼり旗の掲示及び住宅写真データの提供は、補助金を交付するための要件となっております。認定後に、これらの取組ができなくなった場合は、認定を取り消します。

認定申請のこと

Q9 認定申請をしないと工事請負契約や工事を開始することはできませんか。
A9 認定申請前に工事請負契約を締結することや、工事を開始していても構いません。 ただし、高性能な住宅であることの認定等は、工事開始前に関係機関で手続を行う必要がありますので御注意ください。
Q10 認定申請をせずに、交付申請をすることはできますか。
A10 できません。補助金の交付を受けたい方(交付申請したい方)は、必ず認定申請期間内に認定申請の手続を行ってください。
Q11 所得を証明する書類とは、どのようなものが必要ですか。
A11 認定申請時点で、最新の「市・道民税所得証明書」が世帯員全員分必要になります。ただし、18歳未満及び学生は除きます。

交付申請に関すること

Q12 工事は完了しましたが、まだ引越しをしていません。交付申請の対象になりますか。

A12 対象なりません。対象住宅に住民登録を行ったうえで、交付申請の手続を行ってください。
なお、交付申請の期限は令和8年2月13日です。

Q13 使用した地域材の産地や加工地を証明する書類とは、どのようなものですか。

A13 現場名、木材の種類（商品名）、数量、木材の産地名、生産工場名等が記載され、必ず北海道森林組合連合会又は北海道木材産業共同組合連合会の認定番号がある出荷証明書、もしくは納品書等です。この証明書類で地域材が15m³以上使用していることを確認しますので、必ず全ての地域材の産地証明書を提出してください。産地証明書の提出がない場合は、本補助金の対象になりません。※詳しくは、5ページを御覧ください。

Q14 16歳の子どもが別居して生活しています。子育て世帯の対象になりますか。

A14 対象なりません。交付申請時点で、対象住宅に18歳以下の子又は孫の住民登録があることが加算の条件になります。

Q15 8歳と10歳の子どもがいます。子育て世帯として200万円加算できますか。

A15 できません。同じ世帯に18歳以下の子が2人以上いる場合も、加算額は一律100万円です。

Q16 「子育て世帯加算」と「二世帯同居加算」は併用することができますか。

A16 併用はできません。どちらか一方の加算となります。

Q17 現在妊娠中の場合は、子育て世帯で申請できますか。

A17 できます。交付申請時に母子健康手帳の写しを提出してください。

手続全般に関すること

Q18 手続の途中で変更が生じた場合は、どうすればよいですか。

A18 補助金額が減少する場合のみ、変更申請の手続が必要になります。地域材の産地や数量の変更などで補助金額が減少する場合は、変更申請書と変更内容が確認できる書類を速やかに提出してください。それ以外の変更については、変更した内容が分かる書類を交付申請時に提出してください。なお、認定申請後に補助金額の増額はできません。

Q19 認定申請後に工事が中止になりました。手続は必要ですか。

A19 届出が必要です。「辞退届」を速やかに提出してください。

Q20 申請書類の提出は申請者本人が行わなければならないですか

A20 申請書類の提出は原則本人が行ってください。本人が市へ書類提出することが困難な場合は、書類を本人以外提出しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、提出をしてください。

Q21 この補助金は、「フラット35地域連携型」の対象になりますか。

A21 なります。フラット35を利用する場合は、認定申請時に「地域連携型利用対象申請書」を必ず提出してください。

Q22 申請者以外の口座に補助金を入金できますか？

A22 できません。

Q23 建設場所や施工業者の変更はできますか。

A23 できません。申請を取り消し（辞退）することになります。

申請方法の御案内

■オンライン申請	申請書類の印刷や、書類の郵送や持参の手間が省け、簡単に申請することができます。速やかな審査のためにも、オンライン申請への御協力をお願いします。
■郵送申請	郵送申請は、受付期間内必着まで有効です。
■窓口申請	必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。 開庁時間：平日 午前8時45分～午後5時15分 なお、各支所や地区センター等では申請できませんので御注意ください。

《オンライン申請の利用方法》

O. 事前準備

手続の際は、必要書類のPDFファイルや画像ファイル等を添付する必要があります。
予め書類の画像ファイル等を準備の上、手続を行っていただくとよりスムーズになります。

1. 右の二次元コードを読みとるか、ホームページから申請画面へアクセス

申請する補助制度名を必ず確認してください。
予定する工事がどの制度に該当するか判断が難しい場合は、お問い合わせください。
申請ホームページ：<https://logoform.jp/form/iLzf/798312>



オンライン申請

2. 必須項目を入力

文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。
また、質問に沿って選択項目も全てチェックしてください。必須項目が未入力の場合、手続が正常に行えません。質問事項は『補助金交付申請書』と同じ内容です。
不明な箇所がある場合は、12～14ページ〈申請書 記載例〉を確認してください。

3. 納税証明書、所得証明書のファイルをアップロード

見積書、写真、納税証明書等を指定のファイル形式にしてアップロードしてください。
ファイル形式は、Word、Excel、PDF、JPEG、PNG のいずれかとしてください。（最大容量 5MB）
※提出データは、A4 サイズの用紙に印刷した場合に文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

4. 仮番号の発行

「確認画面へ進む」から画面内の入力内容を確認後、誤りがなければ「送信」してください。
送信完了時に発行された「仮番号」は、オンライン申請上の仮の番号になります。
後日、正式な「受付番号」を郵送又は登録されたメールアドレスにお送りします。
抽選結果や、今後の手続で必要になる番号は「受付番号」になりますので御注意ください。
入力完了後、申請者アンケートにも御協力お願いします。

5. 送信完了メールの受信

登録されたメールアドレスに送信完了メールが届きます。入力時のメールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール・Eメールの受信拒否等の設定状況によっては、Eメールが届かない場合があります。
以下の送信元アドレスからのEメールを受信できるように、ドメインの受信を設定してください。

差出人ドメイン：@logoform.jp



注意事項

- ・「入力内容を一時保存する」をクリックすることで、途中まで入力した内容を保存することが可能です。次回同じブラウザーでアクセスした際に、再開することができます。
- ・入力した内容は「入力内容を印刷する」等でお控えください。
- ・一度申請した内容を変更したい場合や取り下げたい場合は、必ず御連絡ください。
- ・申請者本人がメールアドレスを持っていないなど、本人による送信が困難な場合は、代理の方が送信しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、送信してください。
- ・内容の不備がある場合は、別途メールや電話にて連絡させていただきます。
- ・受付期間締切間際の申請の場合、トラブル等による遅れには対応できかねます。早目の申請に御協力をお願いします。
- ◆ オンライン申請による質問等は、建築総務課（☎25-9708）までお問い合わせください。

〈認定申請書 記載例〉

黒い太枠内は入力必須項目になります。
文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

旭川市地域材活用住宅建設補助金認定申請書

(兼申請者等の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和〇年〇月〇日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請代表者（工事請負契約者 又は 売買契約者）		
〒 070-0037 現住所 旭川市7条通9丁目48番地 電話(携帯)番号 090-0000-0000 建設場所 旭川市6条通10丁目00-00	フリガナ アサヒカワ タロウ 氏名 旭川 太郎 メールアドレス asahikawa @ OOO.OOO	年齢 40 歳
その他のお申請者 ※申請代表者以外に契約者がいる場合		
〒 - 現住所 - 電話(携帯)番号 -	フリガナ 氏名 メールアドレス @	年齢 歳

標記補助金について、次のより関係書類を添えて申請します。
また、担当部局が申請内容の確認のため、
力団員」の情報について、市の関係部局及
契約者が複数いる場合は、その全ての契約者が申請者になります。
※3名以上いる場合は別途御相談ください。

区分			補助金額
基 本 い ず れ か 1 つ 選 択	高性能 + 地域材 (道産材+旭川産材) 1.5m³以上使用 ※旭川産材 5m³以上使用	旭川産材(旭川市内産かつ上川管内加工した木材)を 5m³以上使用	<input type="checkbox"/> 150万円
		旭川産材(旭川市内産かつ上川管内加工した木材)を 10m³以上使用	<input checked="" type="checkbox"/> 200万円
		旭川産材(旭川市内産かつ上川管内加工した木材)を 15m³以上使用	<input type="checkbox"/> 250万円
		旭川産材(旭川市内産かつ上川管内加工した木材)を 20m³以上使用	<input type="checkbox"/> 300万円
		旭川産材(旭川市内産かつ上川管内加工した木材)を 25m³以上使用	<input type="checkbox"/> 400万円
	世 帯 加 算 い ず れ か 1 つ 選 択	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる	<input checked="" type="checkbox"/> 100万円
氏名(子または孫) 年齢 続柄 旭川 一郎 2 長男		<input type="checkbox"/> 100万円	
	二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居		
	氏名(子または孫) 年齢 続柄		
区分		金額	※認定審査欄
補助申請額		3,000,000 円	円
※備考欄		受付番号	

子育て世帯加算を利用する場合は、18歳以下の子又は孫の氏名を1名記載してください。

[補助申請額]
使用する地域材別の補助金額と加算額の合計を記入してください。

※裏面の記入もあります。

※市役所から追加で書類を求める場合のみ

工事予定期間は、現段階での目安で構いません。
ただし、工事完了日は令和8年2月13日までに検査済証の交付を受けたものが対象になりますので、御注意ください。
※およそその場合は以下のように記載してください。
上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

【添付する関係書類】

- 申請者の納税証明書
- 申請年度の直近の市・道民税所得証明書（18歳以上の世帯員全員分）
- 別紙 木材予定使用量表 等
- その他市長が必要と認める書類（ ）

工事予定期間 7年 5月 10日 ~ 7年 10月 30日

対象住宅の新築工事を行う施工業者 ※市内に本店を置く事業者

〒 070-0036
住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地

事業者名 株式会社 ○○工務店

担当者（担当者名） 担当者氏名 (連絡先) 090-0000-0000

建売住宅を購入する場合は、宅地建物取引事業者の連絡先も記入してください

〒
住所
担当者（担当者名）

施工業者は、旭川市内に本店を置く事業者のみ対象になります。
建売住宅を購入する場合も、住宅を建設する施工業者の情報を販売業者から確認して必ず記載してください。

確認事項は必ず全てチェックしてください。
未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

ヨンやアパートですか。（一戸建以外） いいえ

や店舗は併設されていますか。 いいえ

● 確認事項

全ての□に
チェックしてください

対象住宅は、次のうちどの高性能の認定を受けた住宅ですか。

- ZEH
- 北方型住宅 2020
- 長期優良住宅
- 認定低炭素住宅
- その他（ ）※1

対象住宅及び土地を全て所有していますか。
所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。

直近の所得が550万円を超える世帯員はいりませんか。 いいえ

次の地域材促進普及に向けた全ての取組を実施しますか。
(のぼり掲示、写真(内・外)提供、完成見学会)

今年度に「旭川市住宅改修補助金」または、「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。 しない

国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。
(助成制度等の名称)
(工事内容) する しない

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ、記載してください。

住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国等の他の補助制度は、本補助金と重複して利用することができません。御注意下さい。

補助金の交付は受けら
を取り消すことや補助

金の返還を求めることがあります。

(注3) 申請者、建設場所、施工業者の変更はできません。一度、申請取り消しになります。

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。

はい

建築確認申請上の内容又は現時点での計画内容を記載してください。

【建築概要】(予定)

構造	木造
階数	2階建
延べ面積	147.56 m ² (うち住宅部分以外 25.05 m ²)

住宅部分と
附帯施設等の面積の合計別棟のカーポートなど
附帯施設等の面積の合計

【木材予定使用量】

木材予定使用量(m³)内訳補助対象部分の木材
住宅部分で使用する道産材を記入

製材等※1

内外装材※

フローリング等は厚みをかけて計算
例: 49.81m² × 15mm = 0.7471m³

補助対象とする木材	道内産	2.9212 m ³	+ 1.1112 m ³	+ 0.7471 m ³	= 4.7795 m ³	木材利用材積	木材利用材積
						m ³ の場合は材厚をかけて計算	木材利用材積
旭川産材	旭川産材	10.5031 m ³	0 m ³			+ 10.5031 m ³	
上記以外の産地	上記以外の産地	6.925 m ³	+ 1.1211 m ³	+ 0.9923 m ³	= 9.0384 m ³		地域材の合計
	(A) 合計				(A) 15.2826 m ³	(B) 9.0384 m ³	
	総材積	(A) + (B)			24.3210 m ³		

- 使用量は、設計内訳書等から算出して記載してください。また、木材の体積の把握に必要なため、数量は 少数点以下第5位を切り捨てし、小数点以下第4位までとしてください。
- 使用量が不明の場合は、施工業者等に確認のうえ記載してください。

※1 集成材・製材等: 通し柱、管柱、間柱、筋交い、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、床板、壁板等

※2 内外装材: 床、壁、天井、外壁等の仕上げに使用する木材（家具は含まない。）

補助対象外木材に記入

- 道産材以外の産地の木材（道外の国産材、輸入材等）

〈参考例〉

<p align="center">生産地証明申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p align="center">②生産地証明書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p align="center">①売買契約書の写し</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p align="center">公有財産売買契約書</p> <p>売主：旭川市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の各条項により旭川市公有財産の売買契約を締結する。</p> <p>この契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自がその1通を保存するものとする。</p> <p>甲及び乙は、この契約（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、評定書（別冊の評定書、仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び評定書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>令和〇年〇〇月〇〇日</p> <p>甲（売主） 旭川市7条通9丁目 旭川市長 今津 寛介 ☺</p> <p>乙（買受人） ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○ ○ ○ ○ ○ ☺</p> <p>（信義誠実の義務）</p> <p>第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。</p> <p>（売買物件）</p> <p>第2条 売買物件（丸太）は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 樹種、数量</td> <td>カラマツ（素材 L=○○○m）</td> <td>○○.○○m³</td> <td>○○○本</td> </tr> <tr> <td>カラマツ（素材 L=○○○m）</td> <td>○○.○○m³</td> <td>○○○本</td> </tr> <tr> <td>カラマツ（ハルブ原木材）</td> <td>○○.○○m³</td> <td>○○○本</td> </tr> <tr> <td>広葉樹（ハルブ原木材）</td> <td>○○.○○m³</td> <td>○○○本</td> </tr> </table> <p>2 土壌所在地 旭川市○○○○○○○○○○</p> <p>（売買代金）</p> <p>第3条 売買代金は金○○○○○○○円とする。 (うち消費税及び地方消費税の額 金○○○○○○円)</p> </div>	1 樹種、数量	カラマツ（素材 L=○○○m）	○○.○○m ³	○○○本	カラマツ（素材 L=○○○m）	○○.○○m ³	○○○本	カラマツ（ハルブ原木材）	○○.○○m ³	○○○本	広葉樹（ハルブ原木材）	○○.○○m ³	○○○本	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p align="right">③c 納品書兼合法木材証明証 (プレカット業者)</p> </div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p align="right">③b 納品書兼合法木材証明証 (集成材製造業者)</p> </div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p align="right">③a 納品書兼合法木材証明証 (製材業者)</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>納品書</p> </div> <div style="text-align: center;">木材・木製品の合法性・持続可能性及び产地証明書</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>旭川市 ○○○○株式会社 TEL FAX</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>株式会社○○○○ 御中</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現場名</th> <th colspan="2">届先</th> <th colspan="2">車号</th> <th colspan="2">配達</th> <th colspan="2">受領印</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(株)○○○○様</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">○○様新築工事</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品名</td> <td>品番</td> <td>長mm</td> <td>原mm</td> <td>巾mm</td> <td>入数</td> <td>個数</td> <td>材積m³</td> <td colspan="2">摘要</td> </tr> <tr> <td>トドマツ・栗</td> <td>E95-F270</td> <td>3650</td> <td>105</td> <td>270</td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">道内産材</td> </tr> <tr> <td>トドマツ・栗</td> <td>E95-F270</td> <td>2800</td> <td>105</td> <td>240</td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td>トドマツ・栗</td> <td>E95-F270</td> <td>1820</td> <td>105</td> <td>240</td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td>トドマツ・栗</td> <td>E95-F270</td> <td>3650</td> <td>105</td> <td>330</td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">旭川産材</td> </tr> <tr> <td>トドマツ・栗</td> <td>E95-F270</td> <td>4600</td> <td>105</td> <td>300</td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">構造用材の場合</td> </tr> <tr> <td>ラミナ材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">旭川産材</td> </tr> <tr> <td>ラミナ材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td>ラミナ材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td>トドマツ間柱</td> <td>KDS4S</td> <td>3650</td> <td>45</td> <td>105</td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">旭川産材</td> </tr> <tr> <td>トドマツ間柱</td> <td>KDS4S</td> <td>3650</td> <td>30</td> <td>105</td> <td>○</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2">〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">羽柄材の場合</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小計</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>○○m³</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>本品は合法木材です。合法木材供給事業者認定 道木連 第○号</p> </div>	現場名		届先		車号		配達		受領印		(株)○○○○様										○○様新築工事										品名	品番	長mm	原mm	巾mm	入数	個数	材積m ³	摘要		トドマツ・栗	E95-F270	3650	105	270	○	○○m ³		道内産材		トドマツ・栗	E95-F270	2800	105	240	○	○○m ³		〃		トドマツ・栗	E95-F270	1820	105	240	○	○○m ³		〃		トドマツ・栗	E95-F270	3650	105	330	○	○○m ³		旭川産材		トドマツ・栗	E95-F270	4600	105	300	○	○○m ³		構造用材の場合		ラミナ材					○	○○m ³		旭川産材		ラミナ材					○	○○m ³		〃		ラミナ材					○	○○m ³		〃		トドマツ間柱	KDS4S	3650	45	105	○	○○m ³		旭川産材		トドマツ間柱	KDS4S	3650	30	105	○	○○m ³		〃										羽柄材の場合		備考					小計	○○m ³				合計					合計	○○m ³			
1 樹種、数量	カラマツ（素材 L=○○○m）	○○.○○m ³	○○○本																																																																																																																																																																																					
カラマツ（素材 L=○○○m）	○○.○○m ³	○○○本																																																																																																																																																																																						
カラマツ（ハルブ原木材）	○○.○○m ³	○○○本																																																																																																																																																																																						
広葉樹（ハルブ原木材）	○○.○○m ³	○○○本																																																																																																																																																																																						
現場名		届先		車号		配達		受領印																																																																																																																																																																																
(株)○○○○様																																																																																																																																																																																								
○○様新築工事																																																																																																																																																																																								
品名	品番	長mm	原mm	巾mm	入数	個数	材積m ³	摘要																																																																																																																																																																																
トドマツ・栗	E95-F270	3650	105	270	○	○○m ³		道内産材																																																																																																																																																																																
トドマツ・栗	E95-F270	2800	105	240	○	○○m ³		〃																																																																																																																																																																																
トドマツ・栗	E95-F270	1820	105	240	○	○○m ³		〃																																																																																																																																																																																
トドマツ・栗	E95-F270	3650	105	330	○	○○m ³		旭川産材																																																																																																																																																																																
トドマツ・栗	E95-F270	4600	105	300	○	○○m ³		構造用材の場合																																																																																																																																																																																
ラミナ材					○	○○m ³		旭川産材																																																																																																																																																																																
ラミナ材					○	○○m ³		〃																																																																																																																																																																																
ラミナ材					○	○○m ³		〃																																																																																																																																																																																
トドマツ間柱	KDS4S	3650	45	105	○	○○m ³		旭川産材																																																																																																																																																																																
トドマツ間柱	KDS4S	3650	30	105	○	○○m ³		〃																																																																																																																																																																																
								羽柄材の場合																																																																																																																																																																																
備考					小計	○○m ³																																																																																																																																																																																		
合計					合計	○○m ³																																																																																																																																																																																		